旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 29 年６月 21 日

記

［掲載順序］（ ）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①有限会社アリスウェディング　②第３種旅行業　③島根県知事登録旅行業第３－87号　④有限会社アリスウェディング　東京都港区西新橋三丁目17番７号　取締役　中西佳奈子　⑤本社営業所　島根県隠岐郡隠岐の島町栄町1182　⑥平成15年５月８日　⑦平成29年４月17日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社スカイランドサービス　②第３種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第３－211号　④有限会社スカイランドサービス　うるま市石川二丁目１番７号　代表取締役　佐次田久　⑤本社営業所　うるま市石川二丁目１番７号　⑥平成12年12月４日　⑦平成29年３月31日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社ＴＡＫＡＧＥＮ　②第３種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第３－235号　④有限会社ＴＡＫＡＧＥＮ　那覇市松尾一丁目１番１号　代表取締役　山元隆子　⑤本社営業所　那覇市松尾一丁目１番１号　⑥平成16年４月19日　⑦平成29年３月30日　⑧60万円　⑨300万円

以上３件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①鹿児島空港ビルディング株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第643号　④鹿児島空港ビルディング株式会社　鹿児島県霧島市溝辺町麓822番地　代表取締役　渡邉勝三　⑤観光総合案内所　鹿児島県霧島市溝辺町麓822番地　⑥昭和58年３月15日　⑦平成29年４月28日　⑧1400万円　⑨7000万円

Ａ　①株式会社小学館集英社プロダクション　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－4650号　④株式会社小学館集英社プロダクション　東京都千代田区神田神保町二丁目30番地　代表取締役　都築伸一郎　⑤本社営業所　東京都千代田区神田神保町二丁目30番地　⑥平成11年６月29日　⑦平成29年５月３日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社Ｇｌｏｂａｌ　Ｐａｓｓｐｏｒｔ　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－7176号　④株式会社Ｇｌｏｂａｌ　Ｐａｓｓｐｏｒｔ　東京都渋谷区元代々木町17番６号パレ元代々木301　代表取締役　中野陽一郎　⑤新橋営業所　東京都港区新橋五丁目13番１号　⑥平成28年６月16日　⑦平成29年５月19日　⑧220万円　⑨1100万円

Ｂ　①ジェイ・ケイ・トラベル株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1866号　④ジェイ・ケイ・トラベル株式会社　大阪市北区東天満一丁目12番13号　代表取締役　木寺一郎　⑤本社営業所　大阪市北区東天満一丁目12番13号　⑥平成21年１月30日　⑦平成29年５月12日　大阪府知事登録旅行業第２－2893号　⑧1180万円　⑨7000万円

以上４件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 29 年６月 21 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ビルディング・データサービス　②東京都知事⑵92557　③代表取締役　柿本泰司　④東京都新宿区西新宿三丁目５番３号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区西新宿三丁目５番３号　株式会社ビルディング・データサービス　代表取締役　柿本泰司

①株式会社アクアテルスク　②東京都知事⑵87312　③代表取締役　堀越卓生　④東京都千代田区平河町２－４－16　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区片町１番１－801　株式会社アクアテルスク　代表取締役　堀越卓生

①第一三共ビジネスアソシエ株式会社　②東京都知事⑵87237　③代表取締役　井上健司　④東京都中央区日本橋本町三丁目５番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区日本橋本町三丁目５番１号　第一三共ビジネスアソシエ株式会社　代表取締役　井上健司

①株式会社コスモポリタンサービス　②東京都知事⑿24931　③代表取締役　森藤綱三　④東京都江東区白河四丁目９番13―707　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江東区白河四丁目９番13―707　株式会社コスモポリタンサービス　代表取締役　森藤綱三

①二川不動産　②愛知県知事⑶19484　③佐藤惠津子　④愛知県豊橋市大岩町字北山489番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県豊橋市大岩町字北山489番地　二川不動産　佐藤惠津子